

明治二年・伊那県筑摩郡農民騷擾關係裁判資料(一)

中山光勝

目次

解題

I 伊那県何信濃國筑摩郡亂橋村百姓直右衛門倅愛

次郎外一名兇徒衆ヲ聚メ村市ヲ毀壞シ燒亡セシ件

(一) (指令年月日欠)・愛次郎・幾次量刑指令

(二) 明治三年十二月廿日・弁官宛伊那県量刑

伺

① 愛次郎・幾次量刑伺

② 幾次口書

③ 愛次郎口書……以上本号

II 信州筑摩郡會田宿百姓長兵衛外二名兇徒聚衆ノ件

(一) (指令年月日欠)・長兵衛・善八・綱五郎量刑指令

(二) 明治三年十二月廿日・弁官宛伊那県量刑

伺

① 長兵衛・善八・綱五郎量刑伺

② 長兵衛口書写

③ 綱五郎口書写

④ 善八口書写

III 信濃國筑摩郡會田宿百姓房次郎外十八名兇徒衆聚ノ件

(一) (指令年月日欠)・喜代松外十八名量刑指

明治二年・伊那県筑摩郡農民騷擾關係裁判資料(一) (中山)

明治二年・伊那県筑摩郡農民騷擾関係裁判資料(一)(中山)

令

- (二) 明治四年四月七日・弁官宛伊那県量刑刑伺
- (三) (指令年月日欠)・房次郎・源蔵量刑指令
- (四) 明治四年三月二十七日・房次郎・源蔵伊那県量刑伺
- (五) (供述年月日欠)・房次郎・源蔵口書
 - ① 房次郎口書
 - ② 源蔵口書
- (六) (指令年月日欠)・菊太郎・要吉・和三郎・由次郎量刑指令
- (七) 明治四年四月七日・菊太郎外三名伊那県量刑伺
- (八) 明治三年十一月(日欠)・菊太郎・要吉・由次郎・和三郎口書
- (九) 明治三年十一月(日欠) 喜代松外十八人口書
 - ① 喜代松・房太郎口書
 - ② 栄吉・留吉・茂平次口書
 - ③ 関十・谷五郎・次郎吉・留蔵口書
 - ④ 定治郎口書
 - ⑤ 倉吉・徳三郎口書

解題

- ⑥ 由松・弥作・藤吉・徳松口書
- ⑦ 藤四郎・善四郎・伴右衛門口書

明治二(一八六九)年八月二十五日から同二十七日にかけて旧伊那県筑摩郡下の会田町村(現在の長野県松本市会田地区)、乱橋村(現在の長野県東筑摩郡筑北村乱橋地区)を中心にいわゆる贗造二分金の不通用と米穀騰貴などによる生活苦から周辺農民が蜂起したことは、夙に知られているところである。世にいわゆる「会田・麻績騷動」なる農民騷擾がこれである。

この騷擾については、騷擾直後の『太政官日誌』明治二年十月十五日条¹⁾に記載されて以来、長野県地方の郷土史関係を中心に、その概要を伝える文献も多く、また、諸先学による研究成果も少なからず存する。例えば、信濃教育会東筑摩部会編『東筑摩郡誌』(大正八年)²⁾、北安曇郡役所編『北安曇郡志』(大正十二年)³⁾、長野県南安曇郡編『南安曇郡誌』(大正十二年)⁴⁾、大平喜間多編『松代

町史』上卷(昭和四年)⁵、小野武夫『維新農村社会史論』(昭和七年)⁶、松本市役所編『松本市史』下卷(昭和八年)⁷、大森利球治・三沢勝衛『塩尻町誌』(昭和十二年)⁸、小林郊人『信濃農民史考』(昭和二十一年)⁹、小野武夫『維新農民一揆の相貌』(昭和二十四年)¹⁰、青木恵一郎『日本農民運動史』第二卷(昭和三十三年)¹¹、南安曇郡誌改訂編纂会編『南安曇郡誌』第二卷・下(昭和三十七年)¹²、青木恵一郎『長野県社会運動史』改訂増補版(昭和三十九年)¹³、東京大学史料編纂所蔵版『明治史要』全(昭和四十一年・復刻)¹⁴、昭和四十一年八月二十八日『読売新聞』信越版、青木虹二『明治農民騷擾の年次的研究』日本史学研究双書(昭和四十二年)¹⁵、信濃毎日新聞社編集局報道部『信州の百年』(昭和四十二年)¹⁶、東筑摩郡・松本市・塩尻市郷土資料編纂会編『東筑摩郡・松本市・塩尻市誌』第二卷・歴史・下(昭和四十三年)¹⁸、宮内庁編『明治天皇紀』第二(昭和四十四年)¹⁹、横地穰治『伊那県における農民闘争の展開(一)・(二)』(昭和四十五年)²⁰、長野県政史』第一卷(昭和四十六年)²¹、青木虹二『百姓一揆総合年表』(昭和四十六年)²²、大井隆男『明治初期『世直し』状況下における民衆の動向(一)』(昭和四十七年)²³、東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』佐々木高行日記・四(昭和四十八年)²⁴、横地穰治『信濃における世直し一揆の研究』(昭和四十九年)²⁵、塚田正明『長野県の歴史』県史シリーズ・20(昭和四十九年)²⁶、橋詰洋司『明治二年の情勢と会田一揆』(昭和五十年)²⁷、柳沢 哲『明治二年前半期における信州の世直し状況』(昭和五十一年)²⁸、四賀村誌編纂会編『四賀村誌』(昭和五十三年)²⁹、中村 文『明治二年農民闘争の歴史的前提』(昭和五十五年)³⁰、信濃毎日新聞社刊発局出版部編『長野県百科事典』補訂版(昭和五十六年)³¹、信州大学教育学部歴史研究会編『信州史事典』第一卷・松本藩編(昭和五十七年)³²、青木孝寿・上条宏之『長野県の百年』県民100年史・20(昭和五十八年)³³、明科町史編纂会編『明科町史』上卷(昭和五十九年)³⁴、小農民運動史刊行会編『長野県上小地方農民運動史』(昭和六十年)³⁵、野勢 智『明治初年農民闘争の歴史的特質』(昭和六十年)³⁶、長野県編『長野県史』通史編・第七卷・近代一(昭和六十三年)³⁷、古川貞雄『長野県筑摩郡農民一揆』(平成元年)³⁸、麻績村誌編纂会編『麻績村誌』下卷〔近・現代編、民俗編〕(平成元年)³⁹、坂井村誌編纂委員会編『坂井村誌』(平成四年)⁴⁰、古川貞雄・他『長野県の歴史』県史・20(平成九年)⁴¹、生坂村誌編纂委員会編『生坂村誌』歴史・民俗編(平成九年)⁴²、坂北村誌編纂会編『村

誌さかきた』下巻〔歴史編・近現代編〕(平成九年)⁴³、中村文『信濃国の明治維新』(平成二十三年)⁴⁴などがある。また、この騷擾に関する資料としては、国立公文書館蔵『長野県史料』第十二に収録されている「筑摩県史・政治部・事変騷擾」、同『太政類典』第一編・第百九十九卷・治罪・審理九に収録されている「一・伊那県下暴動巨魁処分附暴動顛末」及び同『公文録』自己己六月至辛未七月松本藩之部・全に収録されている「五・伊那県管下暴動農民捕縛二付糾弾方向」並びに長野県立歴史館蔵『伊那県日記』、地元関係者の所蔵にかかる『明治二巳年八月騷擾始末書・会田町村孝太郎扣(関郵便局長文書)』、『会田相度記(小岩井・倉科勘一文書)』及び『会田・麻績・坂北騷動一太記(小澤寛夫写)』などがあり、さらに、横地穰治氏が、前掲『信濃における世直し一揆の研究』において利用したとされる(同書・四五頁)、『明治二巳年八月騷擾始末記(四賀村・関 元太郎氏所蔵文書)』、『会田・川手・坂北・麻績・四ヶ組騷擾記(松本市笹賀・丸山 宰氏所蔵文書)』及び『会田・麻績・坂北騷動太平記(四賀村・隆旗氏所蔵文書)』などがある。またさらに、土屋喬雄・小野道雄編『明治初年農民騷擾録』(昭和六年)⁴⁵、松村義也『伊那県日記』抄(一・二・三)

(昭和四十三年～同四十四年)⁴⁶、横地穰治・前掲『信濃における世直し一揆の研究』、長野県編『長野県史』近代史料編・第一巻・維新(昭和五十五年)⁴⁷などには、国立公文書館所蔵の『長野県史料』、長野県立歴史館所蔵文書及び地元関係者の個人所蔵文書などから本騷擾に関する資料が、翻刻、紹介されている。

これらの諸文献によって本騷擾の概要などは、今日、一応は明らかになっているといつてよからう。けれども、こと、その司法処理の過程に関するかぎりは、未だ闡明ならざる部分が多いといわざるをえない。

ところが、私は以前、本騷擾の裁判関係資料が法務省法務図書館に所蔵されていることを知った。その資料は、法務省法務図書館蔵『諸県口書』明治四年・賊盜・闘毆・人命・第二冊・第十三号に収録されている「伊那県伺信濃國筑摩郡亂橋村百姓直右衛門倅愛次郎外一名兇徒衆ヲ聚メ村市ヲ毀壞シ焼亡セシ件」⁴⁸、同『諸県口書』明治四年・賊盜・闘毆・人命・第二冊・第十六号に収録されている「伊那県伺信州筑摩郡會田宿百姓長兵衛外二名兇徒衆聚ノ件」⁴⁹及び同『諸県口書』明治四年・賊盜・人命・詐欺・第七冊・第九十一号に収録されている「伊那県伺信濃國筑摩郡會田宿房次郎外十八名兇徒衆聚ノ件」⁵⁰の三

点⁽⁶²⁾で、その内容は、明治三年十二月廿日伊那県が弁官⁽⁶³⁾に上申した騷擾関係者の「量刑何」とこれに対する刑部省のものど覚しき「量刑指令」（指令年月日不明）と思われる「附紙」とである。これらの資料により、処刑された人びとに適用された法条がある程度判明するなど、従来の文献では不明であった部分をも解明することができるところ。

そこで以下に各資料に簡単な解題を附して、取敢えずこの貴重な資料の全文を翻刻、紹介することとしたい。なお、この騷擾の裁判の経過の詳細などについては、近く発表予定の別稿にゆずることとしたい。

I 法務省法務図書館蔵『諸県口書』明治四年・賊盗・闘毆・人命・第二冊・第十三号・伊那県伺信
濃國筑摩郡亂橋村百姓直右衛門倅愛次郎外一名兇徒衆ヲ聚メ村市ヲ毀壞シ焼亡セシ件

(一)（指令年月日欠）愛次郎・幾次量刑指令

愛次郎及び幾次の量刑伺に附紙の形式で添付されたこの指令は、指令年月日を欠くが、前掲『伊那県日記』明治四年五月二十七日条に

明治二年・伊那県筑摩郡農民騷擾関係裁判資料(一)（中山）

塩尻治下曾田村乱橋村暴動巨魁長兵衛愛次郎斬罪……

御下知二付

とみえること、弁官宛の伊那県量刑伺の日付が、明治三年十二月二十日であることなどから、それは、明治三年十二月二十日以後明治四年五月二十七日以前のこととなるろう。

この指令についての詳細な分析は紙幅の関係もあることとて別稿にゆずるが、この指令中にみえる愛次郎及び幾次に対する量刑の基準とされた条規は、明治三年十二月二十七日、全国に頒布された新律綱領・賊盜律・兇徒聚衆条中の「凡兇徒。衆ヲ聚メ。村市ヲ毀壞焼亡……スル者。造意ハ。斬。従ハ。流三等」により、愛次郎については、「兇徒衆ヲ聚メ村市ヲ毀壞焼亡スルノ首」即ち「造意」と認定し、「斬罪」即ち「斬」を量刑し、幾次については、「兇徒衆ヲ聚メ村市ヲ毀壞焼亡スルノ従」即ち「従」と認定し、「流三等」を量刑し、これを明治三年十一月十七日、太政官達を以て發布された准流法により「流三等」を「准流十年」即ち「三等徒役 十年」と換刑したものであろう。

ただ、後述の菊太郎、要吉及び和三郎に対する量刑指令の基準とされた条規に「兇徒聚衆新條例曰従ニシテ情

軽キ者ハ徒三年」とあることから、新律綱領の改正・補充法として準備されつつあった新律条例の条規を量刑の基準とした可能性も否定できないが、新律条例の兇徒聚衆附例の条規中には、刑罰として「斬」がみえないことや愛次郎及び幾次の犯罪事実⁽⁶⁶⁾に該当する犯罪構成要件がみえないことなどからみて、適用された条規は、新律綱領のそれであろう。なお、愛次郎及び幾次に対する量刑指令には、それぞれ宍戸、青木、塩坪、鳥居、津田、岡内及び松本の各捺印がみられるが、これらは、指令の起案に關与した刑部省(明治二年七月八日開設、同四年七月九日司法省開設と同時に廃止)の官員のそれであろう。宍戸は、刑部少輔(明治三年十月二十四日山口藩権大参事より転任)宍戸 璣⁽⁶⁷⁾、青木は、刑部大丞青木信寅⁽⁶⁸⁾、塩坪は、刑部少丞塩坪恭信⁽⁶⁹⁾、鳥居は、刑部少丞鳥居重雄⁽⁷⁰⁾、津田は、刑部中判事津田真道⁽⁷¹⁾、岡内は、刑部少判事岡内重俊⁽⁷²⁾、松本は、刑部大判事松本 暢⁽⁷³⁾のことであろう。

(二) 明治三年十二月廿日・弁官宛伊那県量刑

伺

① 愛次郎・幾次量刑伺

この資料は、伊那県が、明治三年十二月二十日に弁官に提出した愛次郎及び幾次に対する量刑伺であり、騷擾の概要及び両名が騷擾において果たした役割などを簡潔にまとめたものである。

② 幾次口書

③ 愛次郎口書

幾次及び愛次郎の口書は、明治三年十一月(日欠)、容疑者として取調べを受けた両名が、伊那県に提出した自白を記録した供述調書である。これは、容疑者側の記録であり、現在までに翻刻、紹介されている資料にはみえないものであり、これを検討すれば、両名が騷擾で果たした各自の役割が明らかになるばかりだけでなく、騷擾の全体像の解明にもつながるものである。なお、同様のことは、後述の他の騷擾関係者の口書についてもいえることである。

II 法務省法務図書館蔵『諸県口書』明治四年・賊盗・闖殿・人命・第二冊・第十六号・伊那県伺信
州筑摩郡會田宿百姓長兵衛外二名兇徒聚衆ノ件

(一) (指令年月日欠)・長兵衛・善八・綱五郎
量刑指令

長兵衛・善八及び綱五郎の量刑伺に附紙の形式で添付されたこの指令は、指令年月日を欠くが、前掲『伊那県日記』明治四年五月二十七日条に

長兵衛愛次郎斬罪綱五郎外式人(幾次、善八)ハ准流……御下知

とみえること、弁官宛の伊那県量刑伺の日付が、明治三年十二月二十日であることなどから、それは、明治三年十二月二十日以後明治四年五月二十七日以前のこととなろう。

この指令にみえる長兵衛、善八及び綱五郎に対する量刑の基準とされた条規は、新律綱領・賊盜律・兇徒聚衆条中の「凡兇徒。衆ヲ聚メ。……ル者。造意ハ。斬。従ハ。流三等」により、長兵衛については、「兇徒衆ヲ聚ム首」即ち「造意」と認定し、「斬罪」即ち「斬」を量刑し、善八及び綱五郎については、「兇徒衆ヲ聚ム従」即ち

「従」と認定し、「流三等」を量刑し、これを前述の准流法により「准流十年」即ち「三等徒役 十年」と換刑したのである。

なお、本件の場合も量刑の基準として新律条例を適用した可能性もあるが、愛次郎・幾次の量刑の場合と同様の理由により量刑の基準は、新律綱領のそれであったと思われる。また、この量刑指令にも、それぞれ穴戸、青木、鳥居、津田、松本、澤、塩坪、長岡の各捺印がみられるが、これらは、指令の起案に関与した刑部省の官員のそれであろう。穴戸、青木、鳥居、津田、松本及び塩坪は、前述の穴戸 璣、青木信寅、鳥居重雄、津田真道、松本 暢及び塩坪恭信のことであり、澤は、刑部大丞澤簡徳⁽¹⁾、長岡は、刑部少判事長岡惟忠⁽²⁾のことであろう。

(二) 明治三年十二月二十日・弁官宛伊那県量刑伺

① 長兵衛・善八・綱五郎量刑伺

この資料は、伊那県が、明治三年十二月二十日に太政官の弁官に提出した長兵衛・善八及び綱五郎に対する量刑伺であり、騷擾の概要及び三名が騷擾において果たし

た役割などを簡潔にまとめたものである。

- ② 長兵衛口書写
- ③ 綱五郎口書写
- ④ 善八口書写

長兵衛、綱五郎及び善八の口書は、明治三年十一月(日欠)、容疑者として取調べを受けた三名が、伊那県に提出した自白を記録した供述調書である。これは、容疑者側の記録であり、現在まで翻刻、紹介されている資料にはみえないものであり、これを検討すれば、三名が騷擾で果たした各自の役割が明らかになるばかりだけでなく、騷擾の全体像の解明にもつながるものである。

Ⅲ 法務省法務図書館蔵『諸県口書』明治四年・賊

盗・人命・詐欺・第七冊・第九十一号・伊那県伺
信濃國會田宿百姓房次郎外十八名兇徒衆聚ノ件

(一) (指令年月日欠)・喜代松外十八名量刑指

令

喜代松外十八名(房太郎、栄吉、留吉、茂平次、関十、

谷五郎、次郎吉、留蔵、定治郎、倉吉、徳三郎、由松、弥作、藤吉、徳松、藤四郎、善四郎及び伴右衛門)の量刑伺に附紙の形式で添付されたこの指令は、指令年月日を欠くが、彼ら以外の騷擾関係者に対する刑の宣告が前述の前掲『伊那県日記』明治四年五月二十七日条にみえること、弁官宛の伊那県量刑伺の日付が、明治四年四月七日であることなどから、それは、明治四年四月七日以後明治四年五月二十七日以前のこととなろう。

この指令にみえる喜代松外十八名に対する量刑の基準とされた条規は、新律綱領・賊盜律・兇徒聚衆条中の「凡兇徒。…其止夕附和随行シ。場ニ在テ。勢ヲ助クル者ハ。論スルコト勿レ。」により、「附随在场助勢者」と認定し、「無罪」即ち「論スルコト勿レ」と量刑したものである。

なお、本件の場合も、量刑の基準として新律条例を適用した可能性もあるが、新律条例第一次草案(明治五年八月奏進)・兇徒聚衆附例・第百六十二条には

凡兇徒衆ヲ聚ムルニ附和随行シ場ニ在テ勢ヲ助クル者ハ勿論ノ律ヲ改テ違令二問ヒ軽重ヲ分子贖罪スル

コトヲ聽ス

とあり、これは、明治五年八月三日・太政官第二百十六

号布告を以て制定された

兇徒聚衆ノ律内附和隨行ノ者ハ論スルコト勿レト有
之候処自今改テ違令ノ輕重ニ照シ贖罪可申付事

なる布告を条文体にしたものであり、新律綱領において
「論スルコト勿レ」とされていた「止夕附和隨行シ。場ニ
在テ。勢ヲ助クル者」についても、その刑事責任を問ひ、
新律綱領・雜犯律・違令条により処罰するというものである
ことからみて、適用された条規は、新律綱領のそれ
であろう。

この量刑指令にも、宍戸、塩坪、鳥居、青木、伊丹、
岡内及び津田の各捺印が見られるが、これらは、指令の
起案に關与した刑部省の官員のそれであろう。宍戸、塩
坪、鳥居、青木、岡内及び津田は、前述の宍戸 璣、塩
坪恭信、鳥居重雄、青木信寅、岡内重俊、津田真道のこ
とであり、伊丹は、刑部大判事伊丹重賢のことであろう。

(二) 明治四年四月七日・弁官宛伊那県量刑刑伺

この資料は、伊那県が、明治四年四月七日に太政官の
弁官に提出した喜代松外十八名に対する量刑刑伺であり、
騷擾の概要及び喜代松外十八名が騷擾において果たした

役割などを簡潔にまとめたものである。

(三) (指令年月日欠)・房次郎・源藏量刑指令

房次郎及び源藏の量刑伺に附紙の形式で添付されたこ
の指令は、指令年月日を欠くが、前述の前掲『伊那県日
記』明治四年五月二十七日条に、「源藏外卷人(房次郎)
杖七十」とあること及び兩名に対する弁官宛の伊那県量
刑伺の日付が、明治四年三月二十七日であることなどか
ら、それは、明治四年三月二十七日以後明治四年五月二
十七日以前のこととなろう。

この指令にみえる房次郎及び源藏に対する量刑は、明
治四年春、それが編纂に着手され、第一次草案(明治五
年八月奏進)として準備されつつあった新律条例・兇徒
聚衆附例・第百六十四条(この段階でどのような名称及
び形式で存在していたかは不明であるが)の「凡附和隨
行シテ火ヲ放ツ者ハ從ニシテ火ヲ放ツ者ニ一等ヲ減シ流
三等其脅誘セラレテ火ヲ放ツ者ハ又一等ヲ減シ徒三年其
余墻屋ヲ毀ツ者ハ不応為重ニ問フ」を適用し、「不応為
重」を選択し、さらに、新律綱領・雜犯律・不応為条の
「凡律令ニ正条ナシト雖モ。情理ニ於テ。為スヲ得忒カラ

明治二年・伊那県筑摩郡農民騷擾関係裁判資料(一) (中山)

サルノ事ヲ為ス者ハ。笞三十。事理重キ者ハ。杖七十。」を適用し、「不応為重」と認定し、「杖七十」と量刑したのである。とすれば、新律条例は、編纂着手直後より適用されていたこととなる。⁽⁴⁾もつとも、新律綱領は、近代的刑法典の基本原則である罪刑法定主義を採用している訳ではないので、新律条例の当該条を適用することなく、新律綱領・名例律下・断罪無正条の「凡律令ニ。該載シ尽サ、ル事理。若クハ罪ヲ断スルニ。正條ナキ者ハ。他律ヲ援引比附シテ。加フ可キハ加ヘ。減ス可キハ源シ。罪名ヲ定擬シテ。上司ニ申シ。議定ツテ奏聞ス。」なる条規を根拠に、いきなり新律綱領の当該条を適用し、「律令ニ正条ナシト雖モ。情理ニ於テ。為スヲ得応カラサルノ事ヲ為ス者……事理重キ者」と認定し、「杖七十」と量刑した可能性もある。

この量刑指令にも、宍戸、塩坪、鳥居、青木、伊丹、岡内及び津田の各捺印が見られるが、これらは、指令の起案に關与した刑部省の官員のそれであろう。即ち前述の宍戸 璣、塩坪恭信、鳥居重雄、青木信寅、伊丹重賢、岡内重俊及び津田真道のそれであろう。

(四) 明治四年三月二十七日・房次郎・源蔵伊那県量刑例

この資料は、宛名を欠くが、他の伊那県の量刑例がすべて太政官の弁官宛であることから、これも伊那県が、明治四年三月二十七日に太政官の弁官宛に提出したものであると思われる。房次郎及び源蔵に対する量刑例であり、騷擾の概要並びに房次郎及び源蔵が騷擾において果たした役割などを簡潔にまとめたものである。

(五) (供述年月日欠)・房次郎・源蔵口書

① 房次郎口書

② 源蔵口書

房次郎及び源蔵の口書は、作成年月日を欠くが、源蔵の口書中に「(明治二年)九月朔日御召捕ニ相成候義之旨申上候」とあること及び前述(四)の弁官宛と思われる兩名に対する伊那県の量刑例の日付が、明治四年三月二十七日であることから、それは、明治二年九月朔日以後明治四年三月二十七日以前のこととなる。この兩名の口書は、兩名が容疑者として取調べを受けた際、伊

那県に提出したした自白を記録した供述調書である。これは、容疑者側の記録であり、現在までに翻刻、紹介されている資料にはみえないものであり、これを検討すれば、両名が騒擾で果たした各自の役割が明らかになるばかりでなく、騒擾の全体像の解明にもつながるものである。

(六) (指令年月日欠)・菊太郎・要吉・和三郎・
由次郎量刑指令

菊太郎、要吉、和三郎及び由次郎の量刑伺に附紙の形式で添付されたこの指令は、指令年月日を欠くが、前述の前掲『伊那県日記』明治四年五月二十七日条に「菊太郎外三人徒刑御下知二付」とあること及び菊太郎外三名に対する弁官宛と思われる伊那県量刑伺の日付が、明治四年四月七日であることなどから、それは、明治四年四月七日以後明治四年五月二十七日以前のこととなるう。

この指令にみえる菊太郎、要吉及び和三郎に対する量刑は、前述の明治四年春、それが編纂に着手され、第一次草案(明治五年八月奏進)として準備されつつあった新律条例・兇徒聚衆附例・第百六十三条(この段階でどのような名称及び形式で存在していたかはであるが)の

「凡兇徒聚衆ノ從ニシテ情輕キ者ハ本罪ニ一等ヲ減シ徒三年」を適用し、「兇徒聚衆新條例曰從ニシテ情輕キ者」と認定し、「徒三年」と量刑したのであるう。

この量刑指令にも、宍戸、青木、鳥居、塩坪、澤、岸良、伊丹、岡内及び津田の各捺印が見られるが、これらは、指令の起案に關与した刑部省の官員のそれであるう。即ち前述の宍戸 璣、青木信寅、鳥居重雄、塩坪恭信、澤 簡徳、伊丹重賢、岡内重俊及び津田真道のそれであり、岸良は、明治四年三月二十日、刑部少丞に任官した岸良兼養(註)のそれであろう。

(七) 明治四年四月七日・菊太郎・外三名伊那
県量刑伺

この資料も、宛名を欠くが、前述の(四)と同様な理由により、伊那県が、明治四年四月七日に弁官宛に提出したものと思われる菊太郎外三名に対する量刑伺であり、騒擾の概要及び菊太郎外三名が騒擾において果たした役割などを簡潔にまとめたものである。

明治二年・伊那県筑摩郡農民騒擾関係裁判資料(一)(中山)

(八) 明治三年十一月(日欠)・菊太郎・要吉・由次郎・和三郎口書

菊太郎外三名の口書は、明治三年十一月(日欠)、容疑者として取調べを受けた菊太郎外三名が、伊那県に提出した自白を記録した供述調書である。これは、容疑者側の記録であり、現在まで翻刻、紹介されている資料にはみえないものであり、これを検討すれば、菊太郎外三名が騒擾で果たした各自の役割が明らかになるばかりだけでなく、騒擾の全体像の解明にもつながるものである。

(九) 明治三年十一月(日欠)・喜代松外十八名口書

- ① 喜代松・房太郎口書
- ② 栄吉・留吉・茂平次口書
- ③ 関十・谷五郎・次郎吉・留蔵口書
- ④ 定治郎口書
- ⑤ 倉吉・徳三郎口書
- ⑥ 由松・弥作・藤吉・徳松口書
- ⑦ 藤四郎・善四郎・伴右衛門口書

喜代松外十八名の口書は、明治三年十一月(日欠)、容疑者として取調べを受けた喜代松外十八名が、伊那県に提出した自白を記録した供述調書である。これは、容疑者側の記録であり、現在まで翻刻、紹介されている資料にはみえないものであり、これを検討すれば、喜代松外十八名が騒擾で果たした各自の役割が明らかになるだけでなく、騒擾の全体像の解明にもつながるものである。

註

- (1) 石井良助編『太政官日誌』第三卷(昭和五十五年・東京堂出版)五四三〜五四四頁。
- (2) 信濃教育会東筑摩部会編『東筑摩郡誌』(大正八年・信濃教育会東筑摩部会)一二一四〜一二一八頁。
- (3) 北安曇郡役所編『北安曇郡志』(大正十二年・北安曇郡役所)九五五〜九五七頁。
- (4) 長野県南安曇郡編『南安曇郡誌』(大正十二年・南安曇郡教育会)五〇一〜五〇二頁。
- (5) 大平喜間多編『松代町史』上巻(昭和四年・長野県植科郡松代町役場)四八〇〜四八一頁。
- (6) 小野武夫『維新農村社会史論』(昭和七年・刀江書院)四〇九〜四一〇頁。
- (7) 松本市役所編『松本市史』下巻(昭和八年・松本市役

所) 八二三頁。

(8) 大森利球治・三沢勝衛『塩尻町誌』(昭和十二年・塩尻町誌刊行会) 九〇七頁。

(9) 小林郊人『信濃農民史考』(昭和二十一年・信濃毎日新聞社出版部) 一八九〜一九〇頁、二一七頁、二五九頁、二六三〜二六四頁(出典を『太政類典』としているが、『太政類典』からの引用ではなく、後掲『明治初年農民騷擾録』からの引用である。)

(10) 小野武夫『維新農民一揆の相貌』(昭和二十四年・学能協会) 一一〇〜一二二頁。

(11) 青木恵一郎『日本農民運動史』第二卷(昭和三十三年・日本評論新社) 一四九〜一五二頁。

(12) 南安曇郡誌改訂編纂会編『南安曇郡誌』第二卷・下(昭和三十七年・南安曇郡誌改訂編纂会) 四七八〜四八〇頁。

(13) 青木恵一郎『長野県社会運動史』(昭和三十九年・巖南堂書店) 二八〜三二頁。

(14) 東京大学史料編纂所蔵版『明治史要』全(昭和八年) 昭和四十一年覆刻・東京大学出版会) 一七〇〜一七二頁。

(15) 昭和四十一年八月二十八日『読売新聞』信越版・十二面。

(16) 青木虹二『明治農民騷擾の年次的研究』日本史学研究双書(昭和四十二年・新生社) 一六頁。

(17) 信濃毎日新聞社編集局報道部『信州の百年』(昭和四十

二年・信濃毎日新聞社) 三六頁。

(18) 東筑摩郡・松本市・塩尻市郷土資料編纂会編『東筑摩郡・松本市・塩尻市誌』第二卷・歴史・下(昭和四十三年・東筑摩郡・松本市・塩尻市郷土資料編纂会) 一二一四〜一二一八頁。

(19) 宮内庁編『明治天皇紀』第二(昭和四十四年・吉川弘文館) 一七六〜一七七頁。

(20) 横地穰治「伊那県における農民闘争の展開一」信濃史学会『信濃』第二十二卷六号(昭和四十五年・信濃史学会) 一〜一五頁。同「伊那県における農民闘争の展開二」信濃史学会『信濃』第二十二卷七号(昭和四十五年・信濃史学会) 一八〜二六頁。

(21) 長野県編『長野県政史』第一卷(昭和四十六年・長野県) 四二〜四五頁。

(22) 青木虹二『百姓一揆総合年表』(昭和四十六年・三一書房) 三三〇頁。

(23) 大井隆男「明治初期『世直し』状況下における民衆の動向一」信濃史学会『信濃』第二十四卷二号(昭和四十七年・信濃史学会) 一六〜二二頁。

(24) 東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』佐々木高行日記・四(昭和四十八年・東京大学出版会) 一七五頁。

(25) 横地穰治「信濃における世直し一揆の研究」(昭和四十九年・横地穰治遺稿集刊行会) 二二三〜四七頁、一三五

明治二年・伊那県筑摩郡農民騷擾関係裁判資料(一)(中山)

明治二年・伊那県筑摩郡農民騷擾関係裁判資料(一) (中山)

一四四頁、一五三～一五四頁、一七三～一八八頁、二〇六～二八八頁。

(26) 塚田正明『長野県の歴史』県史シリーズ・20 (昭和四十九年・山川出版社) 二二〇頁。

(27) 橋詰洋司「明治二年の情勢と会田一揆」信濃史学会『信濃』第二十七巻五号 (昭和五十年・信濃史学会) 四三～五九頁。

(28) 柳沢 哲「明治二年前半期における信州の世直し状況」長野県近代史研究会『長野県近代史研究』第七号 (昭和五十一年・長野県近代史研究会) 一〇～四〇頁。

(29) 四賀村誌編纂会編『四賀村誌』(昭和五十三年・四賀村) 六三一頁。

(30) 中村 文「明治二年農民闘争の歴史的前提」信濃史学会『信濃』第三拾二款二号 (昭和五十五年・信濃史学会) 六四～八七頁。

(31) 信濃毎日新聞社開発局出版部編『長野県百科事典』補訂版 (昭和五十六年・信濃毎日新聞社) 二頁。

(32) 信州大学教育学部歴史研究会編『信州史事典』第一巻・松本藩編 (昭和五十七年・名著出版) 二八四頁、二八六頁。

(33) 青木孝寿・上条宏之『長野県の百年』県民100年史・20 (昭和五十八年・山川出版社) 四二～四三頁。

(34) 明科町史編纂会編『明科町史』上巻 (昭和五十九年・

明科町史刊行会) 一〇六三～一〇七八頁。

(35) 上小農民運動史刊行会編『長野県上小地方農民運動史』(昭和六十年・上小農民運動史刊行会) 四頁。

(36) 野勢 智「明治初年農民闘争の歴史的特質」信濃史学会『信濃』第三十七巻八号 (昭和六十年・信濃史学会) 四六～六三頁。

(37) 長野県編『長野県史』通史編・第七巻・近代一 (昭和六十三年・長野県史刊行会) 五八～六二頁。

(38) 古川貞雄「長野県筑摩郡農民一揆」国史大辞典編集委員会『国史大辞典』第十巻 (平成元年・吉川弘文館) 六三三頁。

(39) 麻績村誌編纂会編『麻績村誌』下巻 (近・現代編、民俗編) (平成元年・麻績村誌編纂会) 三～七頁。

(40) 坂井村誌編纂委員会編『坂井村誌』(平成四年・坂井村誌刊行会) 四九五～五〇〇頁。

(41) 古川貞雄・他『長野県の歴史』県史・20 (平成九年・山川出版社) 二七一～二七二頁。

(42) 生坂村誌編纂委員会編『生坂村誌』歴史・民俗編 (平成九年・生坂村誌刊行会) 二九八～三〇四頁。

(43) 坂北村誌編纂会編『村誌さかきた』下巻 (歴史編・近現代編) (平成九年・坂北村誌編纂会) 三六二～三六七頁。

(44) 中村 文『信濃国の明治維新』(平成二十三年・名著刊

行会) 一一〇～一一八頁。

(45) 『筑摩県史・政治部・事変騒擾(明治二～七年)』国立公文書館蔵『長野県史料』第十二冊。

(46) 「一・伊那県下暴動巨魁処分暴動顛末」国立公文書館蔵『太政類典』第一編・第百九十九卷・治罪・審理九。

(47) 「五・伊那県管下暴動農民捕縛二付料彈方向」国立公文書館蔵『公文録』自己巳六月至辛未七月松本藩之部・全。

(48) 長野県立歴史館蔵『伊那県日記』全三冊。内容は、「明治二年 日記 全 官房」、「明治三年 日記 全 官房」及び「明治四年 日記 全 官房」の三冊である。本稿において引用する場合には、明治四年『伊那県日記』五月二十七日条などのように表記する。

(49) 『明治二己年八月騒動始末書・会田町村孝太郎扣(関郵便局長文書)』。この資料は、「八〇三 明治二年九月 筑摩郡会田町村会田騒動始末口上書」として、長野県編『長野県史』近代史料編・第一巻・維新(昭和五十五年・長野県史刊行会) 九二七～九二九頁に翻刻されている。

(50) 『会田相度記(小岩井 倉科勘一文書)』。この資料は、「八〇二 明治二年八月 倉科彦蔵会田騒動記」として、前掲『長野県史』近代史料編・第一巻・維新・九二六～九二七頁に翻刻されている。

(51) 『会田・麻績・坂北騒動一太記(小澤寛夫写)』。この資料の一部は、「八〇一 明治二年八月 筑摩郡会田・坂

北・麻績・川手四カ組騒動被害人別書上」として、前掲『長野県史』近代史料編・第一巻・維新・九二四～九二六頁に翻刻されている。

(52) この資料は、前掲・註(49)と同一のものであると思われる。

(53) この資料の一部は、前掲・註(51)と重複しているが、「(五) 会田・川手・坂北・麻績四カ組騒擾記」として、横地・前掲書・一七三～一八八頁に翻刻されている。

(54) この資料は、筆者未見であり、現在まで翻刻されたことはいないようである。

(55) 土屋喬雄・小野道雄『明治初年農民騒擾録』(昭和六年・南北書院) 一三九頁、一四〇～一四一頁、一七三～一七五頁。

(56) 松村義也『伊那県日記』抄(一・二・三)「上伊那郷土研究会『伊那路』第十二卷十二号(昭和四十三年・上伊那郷土研究会) 二九～三二頁、同第十三卷一号(昭和四十四年) 二九～三六頁、同第十三卷二号(昭和四十四年) 二七～三五頁。

(57) 横地・前掲書・一七三～一八八頁(五) 会田・川手・坂北・麻績四カ組騒擾記、同・二〇七～二三九頁(七) 伊那県日記 明治二年、同・二三九～二八八頁(八) 伊那県日記 明治三年。

(58) 前掲『長野県史』近代史料編・第一巻・維新・九二四

明治二年・伊那県筑摩郡農民騒擾関係裁判資料(一)(中山)

明治二年・伊那県筑摩郡農民騷擾関係裁判資料(一) (中山)

- 頁(七九九) 明治二年八月 民部省宛伊那県筑摩郡会田組騷動届、八〇〇 明治二年八月 麻績騷動張紙)、同・九二四〜九二六頁(八〇一) 明治二年八月 筑摩郡会田・坂北・麻績・川手四カ組騷動被害人別書七)、同・九二六〜九二七頁(八〇二) 明治二年八月 倉科彦藏会田騷動記)、同・九二七〜九二九頁(八〇三) 明治二年九月 筑摩郡会田町村会田騷動始末口上書)、同・九二九頁(八〇四) 明治二年九月 弁事役所宛高島藩会田騷動出兵鎮撫届)、同・九二九〜九三〇頁(八〇五) 明治二年九月 弁官宛松本藩会田騷動召捕人伊那県引渡後吟味方伺)、同・九三〇頁(八〇六) 明治二年九月 松代藩会田騷動出兵引揚届)、同・九三二頁(八〇七) 明治二年九月 伊那県宛塩尻局会田騷動救助米穀買入金貸下申入書)、同・九三一〜九三三頁(八〇八) 明治二年九月 塩尻役所出役宛筑摩郡赤怒田村会田騷動被害書上)、同・九三二頁(八〇九) 明治二年十二月 塩尻役所宛筑摩郡青柳宿本陣八郎右衛門騷動打毀建物普請金拝借願)。
- (59) 「伊那県伺信濃國筑摩郡亂橋村百姓直右衛門倅愛次郎外一名兇徒衆ヲ聚メ村市ヲ毀壞シ焼亡セシ件」法務省法務図書館蔵『諸県口書』明治四年・賊盜・鬪毆・人命・第二冊・第十三号。
- (60) 「伊那県伺信州筑摩郡會田宿百姓長兵衛外二名兇徒衆聚ノ件」法務省法務図書館蔵『諸県口書』明治四年・賊盜・鬪毆・人命・第二冊・第十六号。
- (61) 「伊那県伺信濃國筑摩郡會田宿房次郎外十八名兇徒衆聚ノ件」法務省法務図書館蔵『諸県口書』明治四年・賊盜・人命・詐欺・第七冊・第九十一号。
- (62) これらの資料の存在に最初に気付かれ、注目されたのは、今は亡き恩師手塚 豊先生であった。本稿も、また、拙稿「明治四年・伊賀農民騷擾裁判関係資料」(一) 身延山大学仏教学会『身延論叢』第一号(平成八年・身延山大学仏教学会)一四四頁に記したような事情から、先生の御遺志を引き継ぐべく、詳細な研究は後日にゆずり、とりあえず資料の翻刻という形式で紹介するものである。
- (63) 弁官については、拙稿「明治初年の『自裁』規則補遺」身延山大学仏教学会『身延論叢』第二号(平成九年・身延山大学仏教学会)七〇頁参看。
- (64) 穴戸 璣については、前掲「明治初年の『自裁』規則補遺」七三頁・(9)参看。
- (65) 青木信寅については、前掲「明治初年の『自裁』規則補遺」七三頁・(10)参看。
- (66) 塩坪恭信については、前掲「明治初年の『自裁』規則補遺」七三〜七四頁・(11)参看。
- (67) 鳥居重雄については、前掲「明治初年の『自裁』規則補遺」七四頁・(13)参看。
- (68) 津田真道については、前掲「明治初年の『自裁』規則

補遺」七五頁・(17) 参看。

(69) 岡内重俊については、前掲「明治初年の『自裁』規則補遺」七四～七五頁・(15) 参看。

(70) 松本 暢は、愛知県の人、明治二年五月二十一日、刑法官判事(司法省編『司法沿革誌』〔昭和十四年・法曹会〕六頁)、同七月十日、刑部大丞(東京教育大学特定研究「日本近代化」研究組織編『任解日録』〔昭和四十五年・東京教育大学特定研究「日本近代化」研究組織〕一六頁)、同八月二十八日、刑部大判事(前掲『任解日録』一六頁、前掲『司法沿革誌』九頁、四年七月九日、司法中判事(前掲『任解日録』五〇頁)、同十一月七日、司法権大判事(前掲『任解日録』二一一頁、前掲『司法沿革誌』一五頁)、六年十月十二日、臨時裁判所(小野組転籍事件等審理)裁判長(前掲『司法沿革誌』二三頁)、七年一月十五日、司法中判事(前掲『司法沿革誌』二四頁)、八年五月十二日、四等判事を以て大阪上等裁判所長心得(前掲『司法沿革誌』二八頁)、同五月十五日、三等判事(前掲『司法沿革誌』二九頁)、九年九月二十六日、同免官(前掲『司法沿革誌』六四二頁)、二十二年九月四日、逝去。彼の略伝に、大植四郎編『明治過去帳』明治之巻(昭和十年・尚古房)二八五頁がある。

(71) 澤 簡徳については、前掲「明治初年の『自裁』規則補遺」七五頁・(16) 参看。

明治二年・伊那県筑摩郡農民騷擾関係裁判資料(一)(中山)

(72) 長岡惟忠は、通称治三郎、長崎県の人、明治二年五月現在、議政官録事(『明治二年五月・官員録』五葉裏)、同七月八日、太政官少弁、同三年三月十四日、依願免官、同三月十九日、刑部少判事、同四年二月二十日、依願免本官(前掲『任解日録』九二頁、九三頁)、以後の官歴、没年不詳。

(73) 伊丹重賢については、前掲「明治初年の『自裁』規則補遺」七四頁・(14) 参看。

(74) 新律条例は、明治四年春に編纂に着手され(藤田弘道『新律綱領・改定律例編纂史』〔平成十三年・慶應義塾大学出版会〕一九八頁)、第一次草案(明治五年八月奏進)、再校草案(明治五年十月十三日進呈)、改正浄書案(明治五年十一月二十八日再進呈)、最終案(明治六年三月九日以降)を経て、その後、名称を改定律例に改め、明治六年六月十三日、太政官第二百六号布告を以て頒布されたものである(藤田・前掲書・二七四頁)が、刑部省が、本件の量刑の基準としたものが、この四種類の草案のいずれであったかは、刑部少指令が、その指令年月日を欠くので確かなことは不明であるが、時期的にみて、編纂中の第一次草案ということになる。もともと、新律条例を学界に最初に紹介された藤田弘道氏は、明治五年七月以前の条例の適用について疑問を呈されている(藤田・前掲書・二四九頁)。藤田氏の提起された問題は、当

時の裁判の実態を解明するうえで重要なことであるが、これに応えうる十分な成案もないこととて、これが検討は後考を俟つこととし、ここでは、とりあえず本文のごとく解しておきたい。そこで、本稿では、藤田・前掲書・三五五〜四三〇頁に収録されている新律条例(第一次草案)を利用していただくこととする。

(75) 岸良兼養については、前掲「明治初年の『自裁』規則補遺」七四頁・(12) 参看。

(76) 本稿を作成するについては、生前中に賜った恩師手塚豊先生の学恩はもとより、貴重資料の閲覧につき法務省法務図書館、国立公文書館、県立長野図書館、長野県立歴史館等には種々ご厚配にあずかった。とりわけ長野県立歴史館文献史料課金澤大典専門主事には、資料蒐集につきご支援をうけた。ここに併せて、その学恩に対し、深謝するものである。なお、資料の翻刻にあたっては、漢字は、人名、地名等の固有名詞をのぞき現代一般に使用されているものに改め、合字、変体仮名等についても普通のものに改めた。また、() の中は、すべて中山の註記である。なお、資料中の判読不能の文字については、□とした。

(I) 法務省法務図書館蔵『諸県口書』明治四年・賊盜・闘毆・人命・第二冊・第十三号・伊那県伺信濃國筑摩郡乱橋村百姓直右衛門倅愛次郎外一名兇徒衆ヲ聚メ村市ヲ毀壞シ燒亡セシ件)

(二) (指令年月日欠) (愛次郎・幾次量刑指令)

兇徒衆ヲ聚メ村市ヲ毀壞燒亡スルノ首
斬罪

六戸	青木	塩坪
愛次郎	鳥居	
津田	岡内	松本

兇徒衆ヲ聚メ村市ヲ毀壞燒亡スルノ從

准流十年	六戸	青木	塩坪
	幾次	鳥居	
	津田	岡内	松本

(二) (明治三年十二月二十日・弁官宛伊那県量刑伺)

(1) 愛次郎・幾次量刑伺

信濃國筑摩郡乱橋村愛次郎外咎人味仕候処左之通
信濃國筑摩郡乱橋村

百姓

直右衛門倅

斬罪 已十二月廿八日入牢 愛次郎

午三拾九歳

定右衛門倅

准流十年 同九月五日入牢 幾次

午四拾三歳

右愛次郎儀近年諸色高直相成別而式分判不通用米穀払底二而小前之もの夫食買入方差支候折柄村内野山売木代金取立之儀二付同村要吉菊太郎和三郎勝之助吉三郎由次郎等同村幾治宅へ寄合候節上田近郷騒立以来難洪人凌能相成候趣承り込候就而ハ当方二而も申合セ候身元のものへ安米売出し方申談候而融通付可申旨發言いたし幾治外六人同意いたし且又先年九幕府ヨリ救下金之儀二付村々重立役人共取計ニ疑惑有之趣幾治申出右ニ付而ハ張札を以人集可致旨一同へ申談し箇条書等幾治吉三郎勝之助与申談し相認手分ニ而村々へ張出し徒党之もの大勢會田宿ヨリ相越候体ニ仕成シ松明を燃し立子峠ヨリ居村へ馳下り安米融通ニ罷出候間用意可致もし不罷出候ハ、家居打毀可焼払旨大言ニ申罵り村内之もの驅立中之峠へ罷越候節役人共差留候を申威し一同鯨波を揚猶近郷のものも加り西條村始メ押步行候途中村々ニ於て前同様口々申罵り俱々

及乱妨候故弥人数相増候ニ付竹場村ヨリ逃帰ルト雖モ既ニ徒党之者共身元之者共方へ押参り居宅打毀或ハ家財衣類等取散し及乱妨候ニ付右ヨリ致出火候場所も有之殊ニ村々ニ而酒食等差出候を恣ニ飲食いたし且前顯企以多し候上ハ嚴科ニも可被処ト推量り居村脱出所々忍ヒ居候始末不届至極ニ付於其場所臯首可申付哉

幾治儀近年諸色高直相成別而式分金不通用ニ而小前之者夫食買入方差支候折柄村内野山売木代金取立之儀尔付愛次郎外六人寄合候節徒党可相企旨愛次郎發言ニ同意い多し且先年旧幕府ヨリ救下金之儀ニ付重立役人取計方ニ疑惑有之等之儀申出し愛次郎外式人ト申談し箇条書等相認メ張札い多し諸事頭取ニ差統取計右張札有之ニ付而ハ村役人共心配い多し青柳宿取締出役先へ差出候書面持參罷越戻り候節西條村ヨリ徒党人数ニ加り身元之者共方ニ而安米売出之強談ニ及ひ書付取之徒党之もの一同村々押步行候途中安米買請ニ参り候間可罷出若不罷出者ハ家居打毀可焼払旨罵り候故追々多人数相成人家打毀放火等之差凶ハ不致共既ニ右人数之内重立候者居宅を打毀家財衣類等取散し及乱妨右ヨリ出火い多し候場所も有之又ハ村々ニ而差出候酒食等恣ニ飲食い多し候始末不届尔付劄首可申付哉

本文勝之助吉三郎ハ逃去行衛相知不申候

要吉菊太郎其外連累之もの共申口符合い多し候間追而落

明治二年・伊那県筑摩郡農民騷擾關係裁判資料(一) (中山)

着之節相当之答品可申付候

右之通御座候御仕置之儀別帳口書式冊相添此段相伺申候
以上

明治三庚午年十二月廿日 伊那県

辨官

御中

(2) 幾次口書

信濃國筑摩郡乱橋村幾次口書

伊那県

当御支配所

信州筑摩郡乱橋村

百姓定右衛門倅

幾次申口

午四拾三才

徒党之企ニ同意致シ候始末御吟味御座候

此段申上候近年諸色高直ニ相成其上画三年来作物不熟ニ

而小前之者難洪致居候処別而去巳年之義者雨天冷氣勝ニテ新穀取入ヲ懸念致シ穀物所持罷在候者共売出し方見合候哉追々米穀払底ニ相成然ル処式分判者贖金多ク趣ニテ一切通用無之必至与難洪致候間何連ニも官方手段相附度存居候処兼而村内野山売木代金取立残り有之同八月廿五日村内愛次郎勝之助吉三郎要喜菊太郎由次郎和三郎等追々私宅へ相越右売木代金取立候処何連も不通用之式分判より外者無之其上米穀者日増ニ直段引揚ケ官方差支一同難洪之次第啣合候処同國上田辺ニ而者先頃騒動以來式分金も通用致シ質物者無利息ニテ請戻シニ相成米穀ヲ始メ諸色直下等ニテ困窮人共凌能相成候趣上田親類共ヨリ承り当方ニ而も大勢申合身元之者エ安米売渡シ方申談候ハ、少シハ融通相付可申旨愛次郎申聞候処兼而一同上田辺騷立之義者風聞承り居候ニ付何連も尤之儀与同意致シ且又去ル丑寅式ケ年昨毛不熟ニ付旧幕府ヨリ金三万三千兩余御救下ケ有之候由之処右之内壺万兩者割渡シ相成壺万兩者刈谷原村名主與次右衛門中村名主忠左衛門ヲ始メ其外村々重立候役人共ヨリ窮民救手当登して松本御預り役所江預ケ置候由残り壺万三千兩余者何連之取斗ニ致候哉村方役人へ承り候而も不相分候ニ付昨年中尾州御取締役所へ惣代ヲ以申立候処御掛り之方御出役御留守中ニテ御沙汰無之右之儀者強テ申立候而者村内役人も迷惑致候義旁打捨置候得共外村々小前共ニテモ右之事者不安心ニ存居

此節下々難洪之折柄右金割渡しニモ相成候ハ、少シハ凌
付可申候得共與次右衛門始メ勝手之取斗ニ致置候趣私申
出候処兼而一同モ疑念致居候間何連ニも人集メ致シ重立
之者共工申談安米ニテモ為売出可申就而者張札ニテ人寄
致シ明廿六日之晩可押出旨愛次郎申ニ付何連も同意致シ
同人并吉三郎勝之助私四人ニテ箇条書取極下書卷枚私相
認候折柄村役人ヨリ判頭ニ罷出候様申越私親定右衛門判
頭之処煩ニ付私名代トシテ名主方工罷出候処當時下々難
洪致居候間心得違無之様村方ニ於以て何様ニも金穀融通
致シ可申若村方限り届兼候ハ、夫々取調可申立旨御支配
御役人御廻村々之上被 仰諭有之ニ付差向村内限り組々
身元ニ応シ割附金貳百両取集難洪人ニ貨渡シ候相談等有
之同夜五ツ時頃帰宅仕候処愛次郎始メ打寄候者一同帰宅
致シ候由ニテ面会不致翌廿六日暮六ツ時頃山稼より罷帰
り候処村内其外ニ張札有之村役人共一同心配致シ締筋之
義為伺村役人ヨリ被申付青柳宿御出役御廻村先工村役人
ヨリ之書面持参致候処最早同所御出立ニ相成然ル処下井
堀村大橋辺へ徒党之者共多勢打集り候趣同村ニテ承り候
間西条村迄立戻り候処最早大勢押来り候間私しモ一同ニ
立交り同所清作方迄罷越候処誰差図と申も無之建具家財
等相碎キ同所三郎左衛門外卷人方ニテハ私ヨリ安米差出
候様及強談ニ書付請取刈谷原村へ罷越候処追々近郷之者
人数ニ加り多勢ニ相成先手之者名主九兵衛宅ニ而建具等

打毀居同所久郎右衛門方ニ酒食差出有之何連も飲喰致居
候中益多勢ニ相成中村へ打越候処名主忠左衛門居宅も微
塵ニ相碎家財等焼立有之候間居合候者へ申談消シ留候内
一同之跡ニ相成り青柳宿へ罷越シ候処同宿八郎右衛門宅
建具打毀有之下井堀村へ罷出候頃夜明ニ相成同所名主政
七郎麻績町名主孫右衛門ヲ始重立之者共家居建具家財等
大勢ニテ誰差図となく打毀酒喰等致居候内猶又先手之方
へ近郷村々より罷出候者共加り安坂村永井村辺へ押行候
間俱ニ相越候処右両村之内ニ者家居焼失致候場も有之打
驚素ヨリ村々重立候者へ申談安米為差出候ハ、下々凌能
相成可申与存候処人氣立候折柄ニ付案外之次第ニ立至り
候間永井村場合ヲ斗同勢ヲ外シ立戻り帰宅罷在候処九月
五日御召捕ニ相成候旨申上候処石体愛次郎ニ同意致シ徒
党企候□者兼而最寄村々之者へ申勸メ同意為致置西條村
始メ宿村ニ押步行居宅打毀放火可致旨等頭取差図致候義
ニ可有之旨再応御吟味ニ御坐候得共前書申上候通り相違
無御坐候旨申上候ニ付被 仰聞候者私義近年諸色高直相
成別而式分金不通用ニテ小前之者夫食買入方差支候折柄
村内野山売木代金取立之義ニ付愛次郎外六人寄合候節上
田近郷騒立以來穀始メ諸色直下式分金通用相成候ニ付
徒党相企可申旨愛次郎任申致同意同人外式人俱ニ箇条書
等相認メ張札致シ殊更旧幕府ヨリ御救下ケ金之義ニ付重
立役人共取斗方疑惑も有之候ハ、夫々以順可申立処無其

明治二年・伊那県筑摩郡農民騷擾關係裁判資料(一) (中山)

儀頭取ニ差統キ人氣為立剩張札等有之候ニ付而者村役人共心配致シ青柳宿出役先へ縮筋之義為伺村役人共ヨリ之申付請無何気体ニテ書面持參致シ戻リ之節西條村ヨリ徒党人数ニ加リ同所三郎左衛門外老人方ニ而者安米売出シニ及強談書附受取候徒党之者一同村々押步行候途中安米買請ニ參リ候間可致用意若不罷出者ハ家居打毀可焼払旨罵リ候故追々多人数相成リ人家打毀放火等之差凶者不致共既ニ右人数之内重立候者居宅打毀家財衣類等取散シ及乱妨右より出火致シ候場も有之又者村々ニ於以て差出有之酒食等恣ニ飲喰致候始末不屈之旨請御吟味無新披奉恐入候

右之通相違不申上候以上

明治參庚午年

右

十一月

幾次爪印

伊那県

御役所

(3) 愛次郎口書

信濃國筑摩郡乱橋村愛次郎口書

伊那県

当御支配所

信州筑摩郡乱橋村

百姓直右衛門卒

愛次郎申口

午三拾九歳

徒党企候始末御吟味ニ御座候

此段申上候近來諸色高直ニ相成其上兩三年来作柄不熟ニ而小前之者難洪致居候所別而去巳年之儀ハ雨天冷氣勝ニて新穀取入を懸念致穀物所持罷在候者共売出方見合候哉追々米穀払底ニ相成然ル処式分判ハ贖金多々之趣ニ而一切通用無之必至ト難洪致候間何レモ營方手段附相附度存居候所兼而村内野山売木代金取立残り有之同八月廿五日村内幾次方ニ而取立候談事ニ付同日昼九ツ時頃村内要吉誘引合せ立出候処村内菊太郎宅者道端ニ付同人江も其段申通置要吉同道幾次方江罷越候処無間も右菊太郎も參リ夫より村内和三郎勝之助吉三郎由次郎等追々寄合右売木代金取立候得とも何連も不通用之式分金ヨリ外無之其上米穀ハ日増ニ直段引上ケ營方差支一同難洪之次第啣合候処先日同國上田近郷村々騷立身元之者居宅打毀等有之右以來式分金も通用致質物ハ無利足請戻しニ相成米穀始諸色直下ケ等ニ而困窮人共凌能相成候趣上田親類共ヨリ承り候間当方ニ而も大勢申合身元之者江安米売出方申談事候ハ、少しハ融通付可申哉ト私發言致候処右騷立之儀ハ

一同風聞承り候て人氣立居候ニ付何連も尤之儀ト同意致然処去ル丑寅兩年作毛不熟ニ付旧幕府ヨリ金三万三千兩余御救下ケ有之候処村々重立役人取斗方不分明之次第等幾次申出し右之儀も兼而一同疑念致居候間何連ニも人集致重立之者共江申談安米ニ而も為差出可申仍而ハ近鄉村々張札ニ而人寄致明廿六日晚可押出旨私ヨリ一同江申談幾次吉三郎勝之助私右四人ニ而相談致米穀高直式分金不用御年貢相場三ヶ年免直シ増米田方御年貢皆無村々金持之者高利を取村々之役人御廢し候迄右七ヶ条難渋願ニ付十五歳ヨリ六十歳迄下井堀村大橋ハ暮六ツ時之鐘ヲ相圖ニ可相詰若不罷出村々ハ可及乱妨ト尤最寄村々へ早々通達可致旨之書付を取極下書壹枚幾次相認候折柄村役人ヨリ判頭之者用事有之趣申越幾次親定右衛門ハ判頭ニ付可罷出所煩ニ付代として幾次相越候ニ付残り居候者ニ而右箇条書數通相認同夜勝之助吉三郎要吉和三郎由次郎等へ申談手分致坂北麻績両組村々高札場或ハ通筋家之目立候処江為張置私儀も東條村高札場へ壹枚張付掃宅致翌廿六日終日宅ニ罷在候所暮六ツ時ニ勝之助吉三郎私方へ相越會田宿之者共昨日ヨリ徒党致候趣承り候間同所ヨリ罷出候体ニ可取巧旨勝之助ヨリ申談有之何連も同意致就而ハ村内立峠字清水落合ト定候折柄和三郎儀村役元へ用事有之罷越候由ニ而立寄候間直ニ可罷出旨申勤メ吉三郎勝之助ハ掃宅致最寄ヲ以同意之者江通達致候筈ニ而立別連夫

ヨリ私儀ハ和三郎同道麦藁ヲ持右清水へ罷越候所勝之助吉三郎由次郎追々相越銘々持參致候麦藁ヲ以松明二拵一同鯨波之声ヲ揚私吉三郎外三人一同俱ニ村内へ走下り身元之者共方へ安米融通罷越候間可致用意若不差出者ハ家居打毀燒払可申段相替戸障子等打毀多人數之体ニ仕來候処元ヨリ人氣立候折柄追々村内之もの共馳集り殊尔夜前張札も有之村役元ニ而も心配致非常手当として村内之者十五六人も村役元江相詰居候所右騒動差留として村役人供々罷越候ヲ大勢ニ而引纏候ニ付村役人共ヨリ精々相制候得共此場尔至り差留候者ハ可打殺旨申威猶再鯨波之声を揚北国街道中之峠ヨリ西條村へ相越候処追々近郷ヨリ罷出候ト相見江人数ニ加り同村清作居宅建具等誰頭取差図と申儀も無之供々打毀シ同所三郎左衛門外老人之方ニてハ右幾次ヨリ安米壳渡之談判致同人書付請取酒食等差出させ飲食致刈谷澤村江罷越候処益多勢ニ相成最早安米談判之儀ニも不及誰差図ともなく名主九兵衛宅建具相碎同所久野右衛門方酒食差出有之何連も飲食致一層得氣勢中村江罷越名主忠左衛門居宅家財打毀庭先ニ燒立有之外式ケ所打毀中ニ付供々及乱妨青柳宿へ罷出候処間屋八郎右衛門居宅も同様建具等打毀一同下井堀村江相越候処同所名主政七郎宅も最早打毀有之其節ハ夜明ニ相成近鄉村々之者共追々先手江加り夥敷人数ニ相成其上道々酒食等致弛氣勢を増麻績宿名主孫右衛門居宅始メ重立候者居宅十

四五軒家財建具等供々打毀燒捨乱妨致候内益人数相加り安坂村名主文左衛門同儀兵衛居宅外四五軒打毀右ヨリ出火致候場も有之永井村も同様名主利兵衛居宅外式三軒打毀是ヨリ幾手ニも相分レ私義ハ大勢ニ加リ矢倉村名主喜四郎外ニ老ケ所野口村紋之助外ニ老軒打毀竹場村江相越名主彦左衛門宅外四五軒打毀候追々日暮ニ相成益人数相加り勢盛ニ相成候ニ付右場所ヨリ同勢ヲ外シ私老人ニ而中村へ罷出西條村ヨリ帰宅仕候所私儀ハ最初ヨリ幾次其外之者申合前書之所業ニ及候ニ付御召捕ニ相成り候上者身分如何様可相成も難斗ト存居候所九月十二日御召捕として御出役相成候ニ付其場を逃去東京へ罷出所々忍居候所当御出張先ニて御召捕ニ相成候儀之旨申上候所右体幾次其外之者江申合徒党企候上ハ兼而最寄り村々之者共江申勸厚同意為致置西條村始メ宿村之大勢供々押歩行人家打毀或ハ放火可致旨差函致候儀ニ加有之ト再応御吟味ニ御座候得共前書き申上候通り相違無御座旨申上候ニ付被 仰聞候者私儀近年諸色高直相成別而式分判不通用米穀払底ニ而小前之者夫食買入方差支候折柄村内野山売木代金取立之義ニ付村方幾次宅江寄合候節上田近郷騷立以來難法人凌能相成候趣承込就而ハ当方ニても申合身元之者江安米売出方申談候て融通付可申旨私發言幾次外六人同意致且又先年旧幕府ヨリ御救下ケ金之儀ニ付村々重立役人共取斗ニ疑惑有之趣幾次申出シ右ニ付テハ張札ヲ以

人集可致旨一同江申談箇条書等幾次外式人ト申談相相認手分ニて村々江張歩行徒党之者大勢會田宿ヨリ相越候体ニ仕成松明を燃シ立峠ヨリ居村へ馳下り安米融通ニ罷出候間可致用意若不罷出候ハ、家居打毀可燒拵旨大音ニ申詔村内之者駆立中之峠へ罷越候節役人共差留候を申威一同鯨波之声ヲ揚尚近郷之者も加リ西條村始押歩行候途中村々ニ於て前同様口々申詔俱々及乱妨候故弥人数相増候ニ付竹場村ヨリ逃帰候ト者乍申既ニ徒党之者共身元之者共方江押参り居宅打毀或ハ家財衣類等取散及乱妨ニ候ニ付右ヨリ出火致候場も有之殊尔村々ニ而酒食等差出候を恣ニ飲食致刺右及所業候上ハ重き御処置ニも可相成ト推量村方立出所々忍居候始末不届至極之旨御吟味請無申披奉恐人候

右之通相違不申上候以上

庚午 右

十一月

伊那県

御役所

愛次郎爪印

(未完)